

あきらめない！委縮しない！

七夕の夜、海渡弁護士「共謀罪が成立したら？」を語る

6/15 自公政権は共謀罪法案を参議院法務委員会での採決をせず中間報告で本会議で強行採決。施行は公布日から 20 日で 7/11 から。共謀罪の施行でどうなるのか？私たちはどう対応したらいいのか？そんな思いで海渡弁護士の話を書きました。

海渡さんは最初と最後に憲法 9 条に“自衛隊”を記入することの意味を説明。



海渡弁護士鎌ヶ谷で語る

「戦力でない自衛隊」が入ってくるのではなく、違憲の安保法制で規定された“集団的自衛権行使、海外で武力行使ができる自衛隊”が記載されるのであり、1 項 2 項の“戦力を保持しない・武力行使をしない”といった 9 条の要が吹っ飛んでしまうと。そのような改憲を 2020 年までに施行しようとする安倍政権の思いが今回の共謀罪法案の強行採決へとつながっていると語りました。

戦争をする国となるにはいろいろなことを整える必要があると分析。そのために安倍政権がやったことは・・・主体：国家安全保障会議（議事は非公開）、治安立法：共謀罪、動員：有事法制・緊急事態条項、準備：情報管理としての特定秘密保護法、統制：報道規制（NHK・停波）と着々と戦争遂行体制をつくっている事を指摘。

治安立法としての共謀罪の問題点を語りました。

* 越境組織犯罪防止条約の批准の為に嘘。共謀罪を持つ米国・英国・カナダとの密談の後共謀罪創設に変更した日本政府の不可解さ

* 悪いことを実際に行ったことを罰するのと、悪いことを考えた段階とは大きな隔たりがある。“考え計画した段階で罰する”のは憲法 31 条の罪刑法定主義の否定。国が介入する境界を引き下げてしまった。

* 組織的犯罪集団を対象とするので一般市民は関係ないと言うが、犯罪を計画した段階で組織的犯罪集団です。

* テロ対策には 13 の条約を批准し国内法を整備済み。あえて造るとすると“人身売買の予備罪”“組織的詐欺の予備罪を規定すれば十分。

* 7/11 の施行以降一番危険なのは組織的威力妨害罪、組織的信用棄損罪の共謀罪。市民運動や労働運動に適用されると、異議申し立ての為何もしていなくても“話し合いを持った段階”で介入されてしまう。小林よしのり氏が言うように共謀罪は“モノ申す国民を黙らせるもの”

* 国連特別報告者カナタツチ氏の指摘①法的明確性に欠ける②捜査等によるプライバシー侵害から国民を守る法的制度の欠如（第三者機関が無い）

* 共謀罪も特定秘密保護法も通信傍受の拡大も公安警察が積極的に動いて成立させていった今の動きから公安警察国家への危険性

最後に海渡さんは今後私たちが取る立場について提起しました。

- ① 共謀罪法廃止（廃止署名・デモ）
- ② 異議申し立てのできる社会を（共謀罪を通信傍受法の対象にさせない）
- ③ 国連人権委員会と連携
- ④ 一人一人が“あきらめない”“委縮しない”で活動を続けていく と。